

令和 7 年度第 5 回茅ヶ崎市教育基本計画審議会 会議録

報告	1) 教育委員会の点検・評価結果報告書（令和 6 年度）について
議題	1) 茅ヶ崎市教育基本計画の中間見直しについて（答申案）
日時	令和 7 年 10 月 2 日（木）午後 2 時 00 分～午後 3 時 00 分
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎 5 階 特別会議室
出席者氏名	教育基本計画審議会委員 笠原 陽子会長 久保内 加菜委員 三末 佳子委員 城田 禎行委員 鈴木 葉子委員 山本 哲史委員 佐藤 洋委員 （事務局） 青柳教育長 白鳥教育総務部長 小川教育総務課長 高橋課長補佐 行川主査 伊藤主査 佐藤副主査
会議資料	・ 次第 ・ 資料 1 茅ヶ崎市教育基本計画の中間見直しについて（答申案） ・ 資料 2 「茅ヶ崎市教育基本計画 令和 8 年度改定版（素案の案）」について の主な意見及び対応方針 ・ 当日資料 教育委員会の点検・評価結果報告書（令和 6 年度）
会議の公開・ 非公開	公開
傍聴者	0 人

○小川教育総務課長

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。教育総務課の小川でございます。よろしくお願いいたします。

審議会の開催にあたりまして、教育長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○青柳教育長

皆さま、こんにちは。本日は公私ともにご多忙の中、第 5 回教育基本計画審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私、昨日から着任したのですが、今までの開催日程を確認させていただきましたところ、今年度は 5 月から始まり、今日まで 5 回という非常にタイトなスケジュールでお集まりいただきまして、いささか申し訳ないという思いとともに、非常に頼りになるメンバーの皆さまにお集まりいただいているんだなということで、非常に感謝の思いでいっぱいでございます。

まずは自己紹介をさせていただきます。昨日、四度、教育委員会に戻ってまいりまして、教育長を拝命いたしました青柳和富と申します。よろしくお願いいたします。直近では、一昨日まで浜須賀小学校で勤務しておりました。教育長の拝命につきましては、議会採決事項であったために 29 日の夕方に職員に初めて伝え、30 日の朝に子どもたちに伝え、まだ全ての切り換えはできてはいないんですけれど、しっかりと教育行政に気持ちを切り換えて、職務に邁進してまいりたいと考えておりま

す。

今回の中間見直しにつきましては、概ね事前に目を通させていただいたんですが、全て細かいところまでは網羅できておりませんので、今回、審議会の中で1つずつ確認しながら、私もインプットさせていただきたいと考えております。

9月に小学校で行いました学校運営協議会の前に、教育基本計画の中間見直しに係るアンケート結果が保護者に伝えられました。その中で、「学校運営協議会に期待するもの」というアンケートを作っていたところ、「地域による子どもの見守りやサポート」が小学校・中学校ともにNo. 1でした。これはちょうど2年前から浜須賀小学校で行っていた学校運営協議会のテーマにまさに沿うもので、やはりニーズに即したものをやってこれたんだということを改めて確認することができる、とても良い機会となったことに、まずこちらでも感謝申し上げます。

また、昨日の新校長・新教頭の方への辞令交付式の中で私が申し上げたところは、人材育成のためには、それぞれの持ち味を生かせるような配置や言葉がけが必要なんだけれど、何より大切なのは、ビジョンを示し、それを共有することというお話をさせていただきました。

今回、この中間見直しを見させていただきましたところ、答申案の16ページに「課題に戦略的に向き合っていく」と書かれていますが、まさにこの教育基本計画というものが、本市の教育ビジョンを戦略的に示していくものではあるのかなと考えておりますので、本日はその案をより良いものにしていくために、建設的なご協議をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○小川教育総務課長

ありがとうございました。本日の審議会につきましては、茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱に基づきまして実施させていただきます。

それでは、開催にあたりまして4点確認をさせていただきます。

初めに本日の傍聴者はおりません。

また、本日は、塚本委員と宮瀧委員が欠席されていますけれども、委員9名のうち7名の委員に出席をいただいております。従いまして、茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則第5条第2項に基づきまして、過半数以上の委員にご出席をいただいておりますので、本審議会の成立をご報告させていただきます。

なお、本会議の内容につきましては公開となり、会議の経過を明らかにするため、会議録を作成し、会議資料とともに市役所市政情報コーナー及び市のホームページで公開することとなっておりますので、ご承知おきください。

次に、資料の確認をさせていただきます。はじめに「本日の次第」、2つ目としまして「資料1 茅ヶ崎市教育基本計画の中間見直しについて（答申案）」となります。続きまして「資料2 茅ヶ崎市教育基本計画 令和8年度改定版（素案の案）」についての主な意見及び対応方針について」となります。また、当日配布資料といたしまして、「教育委員会の点検・評価結果報告書（令和6年度）」を机上配付させていただいております。以上となりますけれども、過不足はないでしょうか。

それでは、ここからの議事進行につきましては、審議会規則第5条に基づきまして、笠原会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○笠原会長

皆さん、改めましてこんにちは。先ほどの青柳教育長の言葉にある通り、今年度5回という審議会

を熱い議論でここまで皆さんたちに積み上げていただけてきたかと思います。今回、最終の回となりましたので、事前に事務局から資料は送付させていただいていると思いますので、全体を通して、皆さんのご意見をいただいてより良いものにして、教育委員会への答申とさせていただきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、報告ということで、「教育委員会の点検・評価結果報告書（令和6年度）について」、前回の審議会をもって、答申は出させていただきましたけれども、その後のことなど、事務局より報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○伊藤主査

それでは、令和6年度の点検・評価結果報告書について報告させていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づく点検・評価につきまして、5月の教育委員会定例会での議決に基づき、6月23日付けで茅ヶ崎市教育基本計画審議会に「教育委員会の点検・評価結果報告書（令和6年度 自己評価）」を諮問させていただき、計2回の審議を経て、8月29日付で当審議会から答申をいただきました。

審議会より答申をいただきました知見を踏まえ、点検・評価結果報告書としてまとめ、9月18日の教育委員会定例会にお諮りしました。

定例会の中では教育委員の方から、政策1に関して、心の教育相談員による相談等について、休み時間の相談室の開放や相談室以外の廊下や教室等での積極的な声掛け等について、今後も継続して子どもたちを支えてほしいというご意見をいただきました。

また、支援が必要な児童・生徒に対し、日本語指導協力者など、教育活動を支える人的支援に取り組んできたことへの評価や、臨床心理士と指導主事がチームを組んで巡回相談に取り組んでいることへの評価をいただきました。

さらには政策4に関しては、令和4年7月の博物館開館以降の博物館・民俗資料館の利用割合の増加に対する評価や、政策7に関しては、中学校給食の実施に向けての取り組みに対し、継続して尽力してほしいとのご意見をいただきました。

今回、定例会で承認いただきました報告書につきましては、9月末に議会に報告するとともに、ホームページや市役所1階の市政情報コーナーで市民の方などに公表しました。また、教育委員会事務局各課及び市長部局各課、全小・中学校に配布し、周知していくとともに、さまざまな会議や研修の場を通じ、教育委員会事務局職員をはじめ、学校に勤務する教職員にもしっかりと共有し、より良い活用を図っていきたいと考えております。報告は以上でございます。

○笠原会長

ありがとうございます。委員の皆さまから何かご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

（一同了承）

○笠原会長

これまで、繰り返し、この活用について事務局をお願いをしてきておりましたが、事務局より最後にお話がありましたように、教育委員会、市長部局、そして学校の先生方も含めて、この点検・評価結果報告書を配布していただいて、共有を図り、そのことが実際にどんなふうにそれぞれのところで

具現化されていくかというところが、やはり何よりも重要な点かと思いますので、そのことを十分認識していただきながら、今後の教育行政へのご尽力をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、特に皆さまからご意見等ございませんので、議題に移らせていただきたいと思います。それでは、議題1として「茅ヶ崎市教育基本計画の中間見直しについて（答申案）」です。事務局からご説明をお願いいたします。

○伊藤主査

それでは、議題1について説明いたします。資料1と資料2をご用意ください。資料1は、これまで審議を行ってきました茅ヶ崎市教育基本計画 令和8年度改定版（素案の案）で、現行計画からの変更点を全て反映させたもので、答申案として形を整えたものになります。資料2は審議会でのご意見等を踏まえ、対応方針をまとめたものです。前回の審議会で調整等にお時間をいただくため、素案の案に修正が反映できなかったものについて、今回ご説明いたします。では、資料2の内容を説明いたします。

No. 1は、総合計画及び実施計画との整合性について、総合計画及び実施計画を所管する総合政策課と調整し、本計画での表現方法を統一させたものになります。なお、No. 2、No. 9も同様の内容となります。

No. 3は以前の審議会で、図表のタイトルの位置について、わかりにくいとのご意見をいただきました。こちらは、図表のタイトル、出典等の要素は変更せず、各要素が読みやすくなるよう、グラフ・表とタイトル、出典がひとかたまりとなるよう調整するなど、各要素の配置を微修正いたしました。

No. 4は、「教職員の働き方改革と校務DXによる子どもと向き合う環境づくり」の説明文で、教職員の適正な人材確保について、記載してほしいとご意見をいただきました。こちらは今回の改定で政策2の指標として、「「仕事にやりがいがある」と感じている教職員の割合」を加えましたので、ここに合わせて施策の説明文として「教職員がやりがいをもって仕事ができる環境づくりに努め」を追記し、また、「計画的な配置」のところを「計画的な育成や配置」に変更しました。

No. 5は、基礎研究の重要性や成果を記載してほしいというご意見をいただきました。そこで、発表テーマに研究内容を追加し、その中で研究の概要や重要性、成果等を簡潔に記載しております。なお、ページの構成上、令和4年度から令和6年度までの発表を記載対象といたしました。

No. 6は、政策5のコラムについて、調査研究委員会の研究内容をよりわかりやすくするために、記載内容を一部修正いたしました。

No. 7は、政策6の施策「教育施設の再整備」の説明文で、現行計画では社会教育施設の記載がありますが、改定版（素案の案）では社会教育施設の記載がなくなったことについて、記載してほしいとご意見をいただきました。

こちらは、茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画が令和4年3月に改訂され、新たに個別施設計画として「学校施設」、「市営住宅」、「その他の建築物」を策定しそれぞれに管理をしているところですが、「茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画」に基づき再整備を進める学校施設とともに、社会教育施設も「茅ヶ崎市公共施設等個別施設計画」に基づき長寿命化を進めることから、次のとおり「学校施設及び社会教育施設」という現行計画の記載に戻しました。

また、併せて、「市長部局との連携」の「ユニバーサルデザインに配慮した施設づくりと施設の複

合化」の説明文ですが、こちら「学校施設」を「教育施設」に戻しました。

No. 8 は、政策 7 に中学校給食に関するコラムを追加してほしいと、第 1 回総合教育会議でご意見をいただきましたので、コラムを追加しています。

No. 10 は、児童・生徒・保護者アンケートの概要と回答結果の一部抜粋したものを、資料編に追加しました。冊子ですと、70 ページからになりますが、70 ページでまずアンケートの概要を示しまして、71 ページから 74 ページで回答結果の一部抜粋として、「魅力的な学校について」「望ましい地域環境について」「地域への愛着について」「家庭との関わりについて」を掲載しています。

No. 11 は、用語解説で「11)心の教育相談員」と「12)ふれあい補助員」、「40)計画訪問」について、必要な文言修正を行いました。

その他、全体を通して、行間が狭い部分などを調整し、また下線や網かけを全てなくしまして、変更を全て反映させることで、全体的に読みやすくなるように調整をいたしました。以上、資料 1、資料 2 の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○笠原会長

どうもありがとうございました。それでは、皆さま方からご意見をよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。三末委員、お願いします。

○三末委員

三末です。No. 5 についてなんですけれども、意見のところで基礎研究がなぜ必要なのかその重要性を書いてほしいとありますが、それはどこに書かれているのでしょうか。研究のテーマと成果は載っていることがわかったんですけれども、教えてください。

○笠原会長

事務局、よろしくお願いいたします。

○高橋教育総務課課長補佐

お答えいたします。具体的に研究のここが重要であるからというような、具体的な記載はございません。こちらは、47 ページは以前はタイトルがあって、リストが羅列されている形であったんですが、一体それが何を、どのような効果を求めている、あるいはどういうテーマにどういう考えに基づいてこの研究をしたかというようなところを、皆さまにわかりやすくお伝えできるようにというところから、そういった重要性についても感じていただけるようにということで、このような変更をさせていただきます。以上です。

○笠原会長

三末委員、よろしくお願いいたします。

○三末委員

すみません。そういうことでしたら、こちらの方の書き方は紙面の都合もあると思うので、まあいいかなと思うんですけど。私は仕事上ずっと理系をしていたものですから、こういった教育関係についての基礎研究っていう具体的なイメージがあまり湧かないんですけれども、大体こういうものが教

育業界での基礎研究になるということを少しご専門の皆さんから教えていただけたら、参考までにお願いたします。

○笠原会長

基礎研究は、理系と同じように専門分野があって、その専門分野の中での系統的な教育に対する考え方がどんなふう to 日本であるとか、世界的に変化をしてきて、現在、どの時点にあるのかとか、具体的な教育の状況については、OECD がやっている PISA の結果等について、経年に変化を見ながら、その国の教育水準みたいなものを議論するとかという、要は、研究に資するような、さまざまな基本的な内容を整理するということと考えると考えますが、久保内委員、よろしいですか。

○久保内委員

久保内です。研究の分野も確かにたくさんあるのと、アプローチの方法があって、おそらく今、笠原会長がおっしゃったような、国際的な調査、OECD が行うような調査であったり、それから今、日本で行っている学習の調査もありますし、さまざまなものが該当するのかなというふうに思っておりますが、でも確かに基礎研究、こういったところをしっかりと押さえる大切さというは重々感じております。

○笠原会長

三末委員、よろしいですか。新しい教育の分野で言うと新しいことを積み上げていく中で、実はそれこそ 100 年前の研究の重要性が改めて分かるとかということで、時間の経過の中での価値の再認識であるとか、今やっていることというのは今評価されることもありますけど、後々の時代の中で再評価がされていくということなので、全ての研究がつながっていて、無駄になることはなく、理系も文系も全く同じだろうと思います。よろしいでしょうか。

○三末委員

はい。

○笠原会長

事務局に伺いたいのですが、基礎研究に関しては、本日、ご欠席の塚本委員からのご意見だったと思いますが、塚本委員は、特にご指摘いただいた部分のことについて、三末委員がおっしゃったようなことも含めて、何かご意見等ありましたでしょうか。

○高橋教育総務課課長補佐

ありがとうございます。事務局から、事前にこちらの資料をお送りし、ご意見いかがですかとご連絡をしましたところ、特にご意見等ございませんでした。

○笠原会長

ご意見をいただいた塚本委員からは特段なかったということなので、今、三末委員からいただき、これについて、三末委員は修正はなしということですのでよろしいですね。

○三末委員

はい。ありがとうございます。

○笠原会長

他はいかがでしょうか。鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員

39 ページの「青少年の居場所づくりと…」というところなのですが、ここに例として、「小学校のふれあいプラザや子どもの家、児童クラブなど」というのがあるんですけど、この3つは大体小学生が対象なんですね。それで、青少年が安全・安心っていう、もうちょっと大きいくくりのお話になると、ちょっと例が小学校に偏っているので、もうちょっと中学生とかの、今、現行で例があるなら、ここに加えていただきたいと思います。今、活動している方としては、今一番そこが気がかりな部分なので、ちょっとそういうのがあれば入れていただきたいと思います。

○笠原会長

事務局、いかがですか。

○高橋教育総務課課長補佐

鈴木委員のおっしゃる通り、この中で例示しているところは小学生を対象としたものになっていて、ただ視野に入れているものとしましては、青少年の居場所づくりというところになってきます。具体的な事例が今、示せず申し訳ないんですけども、視野に入れて進めていくというのはあります。この中で、居場所というか、その学び、遊べる場所とかというところで、当然小学生だけをやっていくものではないというところは、まず先にお話だけさせていただければと思います。

○笠原会長

この間のお話の中で、例えばその青少年という方々を想定したときに、公民館であるとか、そういうところも使ってもらえるわけです。ただそれを居場所と表現するのは、この趣旨からいうとやっぱり違ってきます。所管している課で、居場所として、事例として載せられるようなものがあるかどうかということの確認はしていただいた方がいいのではないかなという気がします。この青少年の居場所づくりは、一昨年に子どもに関する法律ができた時に、どこの市町村でも小・中学生から成人になる間の方々の居場所が非常に課題であるということは同じなので、茅ヶ崎市においても今、鈴木委員がおっしゃっていただいたようなところを、明記しておく必要があるし、もしないとするとタイトルと中身とが整合性がなくなってしまうので、その辺を確認していただけますか。

○高橋教育総務課課長補佐

そうですね。会長がおっしゃっていただいたとおり、青少年会館であるとか、青少年課が所管する主にこの施策の中で重要なキーを占める場所であったり、さらには公民館等々であったりも、そういった個別の事業ですとか、その場を活用したことはやっていますが、この例えば、ふれあいプラザとか、子どもの家のような、ここに特化しているわけではないというのがあります。ただこの抽象性が高い記載部分をどうするか。全体のバランスの中で、公民館とか他の社会教育施設の部分を別の施

策に記載しているところもありますので、ここであえてそういったものを記載していないというところはあるのですけれど。もちろんそういう意味では、市の中の社会教育施設、青少年を対象とした施設の中で、そういったところはやっているというところをお伝えさせていただければと思います。

ですので、具体的に、ここに入れていくものが、個別の事業になっていくか、あるいはその大きなくくりの中で広く社会教育施設というような言葉とするのも大きすぎるような気がするので、どのぐらい具体的に書くかというところが悩ましいところかなとは思いました。

○笠原会長

確認です。そうすると、この部分については、鈴木委員がおっしゃったような具体的な事例は特に入れていかないという方向で整理をしたいということですか。

○高橋教育総務課課長補佐

そうですね。確認はさせていただきたいと思いますが、できればこのような形の中で、当然そこは視野に入れているというような、さらにその部分は具体的な事業等々で、表現させていただければと考えております。

○笠原会長

恐縮なんですけど、我々はこうやって議論をしてやりとりをしているから分かるんです。これは教育関係者だけが読むわけではなく、さまざまな方が目にした時に、その文章の意図がきちっと伝わっていくことが必要です。鈴木委員はそこに関わっていらっしゃるから余計にそれを感じるし、そのことは他の市民の方も感じてらっしゃる方がいらっしゃるかもしれない。そういうことを考えたときに、やはり丁寧な対応があってしかるべきと思いますが、他の委員、いかがでしょうか。久保内委員お願いします。

○久保内委員

久保内です。39 ページ辺りは社会教育のところになります。社会教育は確かに青少年が中心の対象になってくるというのはありますので、確かにここの記載は、小学校児童が対象になってくるものばかりと言いますか、そういうふうになってしまっているところがありますけども、中学生、高校生についても、もちろん対象になってくるかと思えます。

ただ、茅ヶ崎市の場合はそこに特化した施設、中高生の居場所みたいなそういった施設が特に設置されているわけではないので、無理に書くことは、青少年会館以外は難しいのかなと思うんですけども、少し文言として盛り込んでも、将来計画みたいな形で織り込んでも良いように思います。

それから、先ほどのエビデンスでもないんですけども、例えば、76 ページから始まる基礎データというところがあります。こちらは茅ヶ崎市で設置されている小・中学校について記載がされ、77 ページについては特に茅ヶ崎市立の小・中学校について載っていますが、例えば茅ヶ崎市内にある県立の学校について参考として書いておくとか、県立の高校、特別支援学校についても記載するといったことがあっても良いのかなと思っております。以上です

○笠原会長

ありがとうございます。久保内委員は2つご意見をいただいて、まず、先ほどの39 ページの青少

年の居場所に関しては、特化した施設がないということで、具体的なものを入れるというよりは、例えば将来計画的なもの、そういった含みを持った表現に工夫というか少し文章を変えるとかという提案について事務局に確認をしたい点と、それからもう1点は、77ページに市町村が所管する小・中学校以外に、県立の高等学校、それから特別支援学校についても、参考までに記載してはどうかというこの2つについて、事務局、よろしくお願いします。

○高橋教育総務課課長補佐

まず、39ページの部分、今、いただいたご意見等踏まえまして、少し整理して、検討させていただきたいと思います。77ページのところに関しましては、茅ヶ崎市教育委員会で所管している公立の小・中学校を載せているという形になっております。こちらについて、資料編というところにもなりますので、検討をさせていただきたいと思います。

○白鳥教育総務部長

39ページについて、いろんなところに青少年という枠組みの中での、いわゆる中・高、いわゆる青年世代の人たちの部分というのがある程度ちりばめてあるのであれば、施設・設備以外に、事業的な、いわゆるソフトの部分でももし書けるようなところがあるのであれば、そういう書き方も1つの工夫なのかなというのはい思います。それはちょっと検討させていただきたいというのが1つと、それと同じで、データとして、青年期のデータがここにはないので載せてはというご意見だと思いますので、そこはここに載せきれぬのかどうかということも含めて、検討させていただければと思います。

○笠原会長

ありがとうございます。学習指導要領にも、発達の段階を考慮して教育活動を行うというところが、今回の学習指導要領でも重要視されているので、市町村が所管する学校以外でも、教育施設として子どもたちがつながっていく、そういう教育施設が茅ヶ崎市内にはこれだけあるということを、参考までに知っていただくこともとても大事なことかと思うので、この2点については、検討していただくということで対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○笠原会長

他によろしいですか。私から確認ですが、先ほどご説明いただいた資料2の2ページのNo. 6のコラムの記載内容の一部修正の部分だけ、どこをどういうふうに修正したかだけ教えていただけますか。

○伊藤主査

ご説明いたします。もともとは、もう少し小学校4年生の算数の授業の内容について具体的に書いていたんですけども、その具体的な授業の内容を記載するよりも、情報活用能力の調査研究とは、どういうことをやっているかということを書いた方が分かりやすいということで、算数でこういう授業をやっていたからこういう調査研究をしていますと記載するよりは、そもそも情報教育調査研究会というのがこういう調査研究をやっているというような書き方に変えています。

○笠原会長

どうもありがとうございます。皆さんの方にもご了解いただければと思います。

ご説明いただいた部分について、今、三末委員と鈴木委員からご意見いただき、事務局からの回答として2点検討ということになっていますが、それ以外で改めてもう1回見直して、気がついた点であるとか、改めて確認をしておきたい点があれば、お願いしたいと思います。城田委員、お願いします。

○城田委員

城田です。今の議論で、一応これは最後なんですよ。最終的に修正したのはどういう形で我々が承認するかというところを決めておかないといけないと思うんですけども。

○笠原会長

これについては、前回の点検・評価もそうだったんですけども、最後に私から、その修正に関しては事務局一任ということで皆さんたちに了解を取らせていただいて、それでいいということになれば、事務局にここの場での議論を反映した形で整理をしていただき、皆さんの方に送っていただいた上で、教育委員会の方に答申をするという流れを考えてはいるんですけども、事務局、それでよろしいですか。

○高橋教育総務課課長補佐

その形でお願いできればと思います。

○笠原会長

城田委員、いかがですか。

○城田委員

そういう流れをしっかりと決めておかないと、何かうやむやになって私たちが最終確認できないまま方針が出ちゃってみたいにならないようにしてほしいなというところです。

○笠原会長

貴重なご意見をありがとうございます。他にどうでしょうか。小さなことでも結構ですので、今回で最後ですので、また集まって意見を言う機会もありませんので、これまでの議論を踏まえながら、もう1回、確認をしていただいてお願いしたいと思います。城田委員、お願いします。

○城田委員

今回のこの中間見直しに関して、直接関係ないかもしれないんですけども、16ページにインクルーシブ教育の推進というのがありますよね。

今、自分自身も悩ましいというか、思っていることがあって、共生社会ということで、共に生きるという流れの中で、今、全校に特別支援学級をつくるということですよ。その地域に住んでいる人たちがみんな平等に、同じ学区のところに通うということはいいいんですけども、特別支援学級という、別のこういう学級をつくることで、それが果たして、同じ学校の中に違うクラスをつくっていくとい

うことが共生社会なのかというところが、本当だったら通常の学級の中に、特別支援学級に通っている子どもと一緒に学ぶことができる方がいいような気もしつつ、学校に特別支援学級をつくるのがゴールなのかというところが、インクルーシブの教育についての担当職員からも話を聞いたんですけども、その職員も自分で説明しながら、これって共生社会なのかなというところも何か疑問に思いながら説明をしていたので、その辺のところは、本市としてどう捉えていて、この先どう捉えていくのかな、多分この特別支援学級を全校に配置することが目的ではないと思っているので、教えてほしいです。

○笠原会長

とても大事なことです。事務局から何かコメントがあればお願いしたいと思います。

○高橋教育総務課課長補佐

ありがとうございます。これまでの審議会の中でも、こちらの部分というのはすごく協議をいただきながら、どういうふうなものがあるべきなのかというところを考えた中で表現をしてきたところだと思っております。やはり大きな、最終的なゴールというのは、皆さんが同じ場でというところであるというふうに考えています。そこに行くまでの間というのか、まず、それぞれの方がお住まいの場所でできるとか、段階的なものがあるというところ、あるいは選択肢が十分にあるというところ。今はそれがまだないという、不十分であるというところを十分にしていけることが、この計画期間のゴールではあると、私たちは考えているところです。

ですので、これがどれぐらい順調に進んでいくか、あるいは時代の中でいろんな変化がある可能性もありますけれども、私たちが大きく目指すところというところは、30 ページの施策の説明文でも書かせていただいておりますけれども、まず「全ての子どもが居住する地域の学校で共に学び共に育つことを目指します」というところ。大きなビジョンは見据えた上で、子どもたちや保護者の方々、さまざまなニーズに合ったことを整備していくというような考え方で、今回こちらを示させていただいております。

○笠原会長

城田委員、いかがでしょうか。

○城田委員

今回はここまでだというのは分かるんですけど、その先どうしていくのかなというようなことを聞きたいです。

○笠原会長

教育長、お願いいたします。

○青柳教育長

今、高橋から申し上げた通り、特別支援学級の全校設置は目的ではなく 1 つの手段、一旦のゴール、まずは令和 12 年度までに全校設置と、これと重ねて今行っているのはどこの学校でもそうなんですけれど、やはり包括的な教育ということは私たちが目指していかなければならない、全員が多様

性の中の一部であるということを全ての児童・生徒が理解して、今、特別支援学級は「仲よし級」と言うのが多いんですけど、仲よし級の子だからこうだねではなくて、仲よし級の子も通常の級の子も分け隔てなく、それぞれの良いところ、苦手なところをそれぞれ認識した上で、みんなで高めあっていこう、学びあっていこうという教育がとても大切だと思っています。

現状、特別支援学級でも、そのお子さんのできる範囲、今、定数法があって必ず一人一人に付き添いがいるわけではないですけど、可能な限りで、通常の学級との交流を進めています。逆に今までは特別支援学級のお子さんが通常の学級に通うということが多かったんですけど、特別支援学級の先生方もすごく工夫していて、仲よし級でイベントをやるからみんなで来てねとか、通常の学級のお子さんが特別支援学級の方に行って遊んだり、あるいは今はもう、出席番号なんかも全部混ぜ込んでる学校が多いんですね。特別支援学級のお子さんは特別支援学級だけの在籍ではなくて、あいうえお順で通常の学級の中でもその番号順に入っていて、通常の学級にいるのが当たり前、こっちがベース、ただ、それだけだと安全・安心の基地を保てないお子さんもいらっしゃるので、安全・安心な基地、例えば登校・下校、それから給食の時間など、そのお子さんに応じて、必要な場面では特別支援学級で学びながら、基本的にはみんなと一緒にのことをやっていく、そうしたことをベースにしていきたいと考えています。

また、今、23校の設置にとどまっていることから、学区を跨いで登校しているお子さんもいるんですけど、通常の学級から学区を跨いで特別支援学級に入ってきたお子さんなんかも、各学校にはいるんですけど、保護者の方の多くは、一旦ここで心が落ちつける場所があって、転籍してよかったという声もととても多く聞かれます。そのことがまた中学校などに進学する際に、どちらになっていくかと、また教育支援委員会との相談もあるんですけど、そうしたことで、今そのお子さんにとって必要な安全・安心の基地を確保しながら、通常の学級、特別支援学級、特別支援学校、分け隔てなくみんなで学びあっていく、そうしたインクルーシブな社会を築いていくのが、私たち教育委員会の目的でございます。

○笠原会長

城田委員、いかがでしょうか。

○城田委員

よく分かりました。ありがとうございます。ぜひ、そういうふうに進めていただければと思います。

○笠原会長

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

佐藤です。特別支援学級の設置がゴールでは当然ないわけなので、言葉のあやのようになりますけれども、16ページの3番のところ、「特別支援学級の全校の設置の実現を目指し、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育を推進します」というふうに順番を変えると、ゴールがこっちかなという感じになるのかなと思いました。

○笠原会長

佐藤委員のご意見は、そのように変えた方がいいという意見として事務局に受けとめていただき、修正をお願いしたいと捉えてよろしいですか。

○佐藤委員

はい。その方が明確なゴールになるかなというふうに思います。

○笠原会長

皆さん、どうでしょうか。佐藤委員からのご提案で、順番を変えることによってゴールが明確になるということですが、久保内委員、お願いします。

○久保内委員

久保内です。とても良いと思います。目的が、とにかく多様性を尊重するインクルーシブ教育の推進というところが核となる概念になりますので、そこがしっかりするのであれば、そのように文言の位置を変えても良いように思います。なおさらなんですけども、先ほど県立の学校が書かれていた方がいいというふうなことを申し上げたのは、1つに特別支援学校の扱いがあるかだと思います。茅ヶ崎にも支援学校もあるかと思いますが、子どもや保護者にとっては、リストに入っていないというのは、すごく疎外された、気持ち的にも内적인ものではないかなというふうに思いますし、児童クラブについても、教育委員会の中に入ってきたと伺いましたが、今、放課後等デイサービスもかなり普及していて、もう放課後の中でも子どもたちの分断が進んでいるように思っています。なので、そのような意味でも、茅ヶ崎高校についてはインクルーシブ教育という意味ではすごく、先進的な取り組みをされているというふうに聞いておりますので、高校についても、ぜひ名前だけでも、参考としてリストに載っていると良いように思いました。

○笠原会長

それではこの部分については、佐藤委員のご意見の通りをお願いをしたいということで、それから先ほどの部分は、県立学校ということなので、高等学校と特別支援学校を含むということで、まさに茅ヶ崎高校は神奈川県が最初にインクルーシブ教育実践推進校として指定をして、茅ヶ崎市内の小・中学校と一緒に取り組んだというそういう経緯もありますので、その辺は時代の変化の中で、知らない世代の方が多くなってきてしまっていて、茅ヶ崎からその取り組みがスタートして、全県へと進んでいったという、そこでの成果・課題が、今の神奈川の県立高校での実践推進校での取り組み、それから特別支援学校の先生方が交流をしながら、県立の高等学校を変えていこうという、そういう流れが始まったという非常に重要な地でもありますので、久保内委員のおっしゃるような両方書くことによって、茅ヶ崎というところでの、インクルーシブな教育の取り組みがより一層明確になるかと思います。

他にどうでしょう。時間は十分ありますので、建設的により良いものにする方向でのご意見を賜ればと思いますので、もう一度ご覧になっていただいて、お願いしたいと思います。

(意見なし)

○笠原会長

では、私から1つ、これは今回直してくださいということではないのですが、47ページの研究発表大会の具体的な成果の部分で使われている言葉ですけども、例えば「質の高い学びの保障ができた」という言葉がありますが、その質の高い学びの保障とは具体的にどういうことなのかというのがやはり分かりづらいです。成果として書かれるのであれば、ぜひ次回からは、もう少しこうイメージとして、こういう子どもたちの姿になるとか、こういう学習活動が増えることによって、授業改善が進んで良い結果になるとかというふうな形で、できるだけ平易な言葉で、正確に伝えるためには、ある意味どんな結果や成果が出たのかということを端的に書いていただければいいことなので、この辺はぜひ、次回、少し注意をしていただけるとすごくありがたいなと思いました。

どうでしょうか、皆さん、特によろしいですか。

(一同了承)

○笠原会長

では、これでやりとりは終了させていただきたいと思いますが、今の協議の中での確認をさせていただきます。

まず、1点目が青少年の居場所についてと、2点目が県立の学校の記載についてで、これについては検討していただいて、より良い状況にさせていただくということ、そして最後に文言の入れ替えについてをお願いしたいと、この3点でブラッシュアップをしていただくという形になります。よろしいでしょうか。

先ほども申し上げましたが、この中間見直しについては、一応その修正については事務局一任という形で皆さまのご了解はいかがでしょうか。よろしいですか。久保内委員、お願いします。

○久保内委員

社会教育の分野ですけども、宮瀧委員はご欠席ですので、宮瀧委員の部分については、また宮瀧委員と検討されるということでよろしいでしょうか。

○笠原会長

すみません、私が言葉を足りなかったんですが、宮瀧委員からも特にご意見はなかったってということだったので、この部分については了解をいただいているという理解で進めさせていただいておりますので、先ほど塚本委員のお話をして、宮瀧委員のお話を落としてしまいましたが、宮瀧委員からも、事前に資料送付していただいた段階でのご意見はなかったということなので、ご理解をいただいているという理解で本審議を進めさせていただいてきましたので、前後になってしまって申し訳ありません。

それでは皆さまからご理解をいただきましたので、事務局一任で適切に修正をしていただいて、それを私どもの方に確認という形で送っていただいて、答申とさせていただくということでよろしいでしょうか。

(一同了承)

○笠原会長

それでは賛成をいただきましたので、後日、事務局から教育長への答申という形でお取り計らいいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、その他ということで、事務局に司会を戻しますのでよろしくお願いいたします。

○小川教育総務課長

ありがとうございました。本日の会議をもちまして今年度の教育基本計画審議会については全て終了となります。教育基本計画の中間見直しにつきましては、長期間にわたり大変ご熱心なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。いただきました答申を踏まえまして今後は、庁内関係各所との調整、総合教育会議等のプロセスを経て、年度末に改定版を策定する予定となっております。適宜、情報提供をさせていただきますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。以上となります。

○笠原会長

では、これをもちまして本審議会を終了といたします。皆さま方のご協力に心から感謝を申しあげまして、会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

(終了)